

2 8 陳 情 第 3 8 号	受動喫煙となる場所への喫煙所設置の禁止条例に関する陳情
付 託 委 員 会	福祉健康委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	平成 2 8 年 9 月 2 9 日 受 理、平成 2 8 年 9 月 2 9 日 付 託
陳 情 者	新宿区百人町————— —————

## ( 要 旨 )

新宿区において受動喫煙となる場所への喫煙所設置を禁止とする条例の早期制定を求めます。

## ( 理 由 )

自宅マンションに隣接する日本語学校が学生、職員のための喫煙所を当方マンションの窓下に設置しているため、受動喫煙被害を受けている。

先方の日本語学校理事長と面談、大変な迷惑を受けている旨を伝えたが、喫煙所設置場所は自分たちの敷地内であり、法律には反していないとの主張で、喫煙所の廃止は出来ないとのこと。

新宿警察署生活安全課、新宿区健康推進課、法務省入国管理局入国在留課に数度に渡り相談し、先方日本語学校に申し入れを行ってもらったが、先方は法律に反していない等の主張を2年間に渡り繰り返し、現状改善はならず、受動喫煙被害を受けている。

新宿警察署は、受動喫煙となる場所への喫煙所設置を禁止とする条例があれば、喫煙所を撤去させることは可能としている。

これ以上、近隣者からの受動喫煙で健康被害を受け続けることは耐え難く、新宿区において受動喫煙となる場所への喫煙所設置を禁止とする条例の早期制定を求めます。